令和８年（再イ）第１２号
広島県呉市広中新開２丁目12番36号
再生債務者　下勝　達也
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日　広島地方裁判所呉支部

令和８年（再イ）第２号
山口県防府市大字下右田448番地の12
再生債務者　吉村　隆志
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日
山口地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第４号
山口県下関市大字安岡1478－１　住宅型有料老人ホームひまわり安岡（住民票上の住所）
山口県長門市油谷伊上10438番地３
再生債務者　松村みゆき　保佐人　弁護士法人サリュ
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月12日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月12日まで
令和８年10月15日　山口地方裁判所萩支部

令和８年（再イ）第２４号
青森市金沢２丁目５番16号
再生債務者　藤田　郁子
1　決議に付する再生計画案　令和８年９月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第２８号
青森市大字浦町字奥野346番地21
再生債務者　横濵　繁
1　決議に付する再生計画案　令和８年10月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
青森地方裁判所民事部再生係

令和７年（再イ）第１１１号
広島市安佐南区長束西２丁目４番17―206号
再生債務者　三谷　隆朗
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年11月13日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年11月13日まで
令和８年10月16日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第３６号
千葉県我孫子市湖北台２丁目３番４号
再生債務者　鈴木　雅士
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月14日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（再イ）第１４号
鳥取県米子市上福原６丁目５番11号
再生債務者　藤本　健一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年10月15日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第２６号
大阪市城東区諏訪２丁目５番29号
再生債務者　谷川　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月19日から令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再ロ）第５号
兵庫県姫路市広畑区東新町３丁目53番地１　クリーンピア夢前川歌野橋204号
再生債務者　寺谷　貴幸
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月12日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月26日から令和８年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第２号
大阪府南河内郡河南町さくら坂３丁目10番17号
再生債務者　米田由理子（旧姓塩崎）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再ロ）第６号
北九州市門司区松原１丁目12番13号
再生債務者　村上　淳一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再ロ）第１号
三重県津市一志町田尻48番地５　メゾンイナホＢ202
再生債務者　川村　英之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　津地方裁判所再生係

令和８年（再ロ）第４号
長野市上松３丁目16番12号
再生債務者　髙橋　良輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月15日
長野地方裁判所民事部再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第２号
神奈川県平塚市大神五丁目３番58号
申立人　正安寺
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）神奈川県川崎市川崎区日進町10番地２ひさ美36号
所在等不明共有者　髙梨　修一
届出期間満了日　令和９年２月９日
令和８年10月９日
水戸地方裁判所麻生支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　鹿嶋市大字明石字久保山
地番　565番16
地目　原野
地積　528平方メートル
（所在等不明共有者持分32分の１）